

受験番号

広島市立看護専門学校 第一看護学科

令和七年度 推薦入学試験問題 「国語」

【試験上の注意 答えはすべて解答用紙に記入すること】

一 次の文章を読んであとの問いに答えよ。

個人の権利の保障は、国会が制定する法律、行政による法令に基づく運用、そして裁判所による法令解釈を通じて行われます。プライバシー権については、ローレンス・レッシングの言葉を借りれば、「コード」という側面についても着目する必要があります。A、プライバシーは、本人が気付かないうちに侵害されることがあります。Iが、ケンブリッジ・アナリティカ事件のように本人に気付かれないよう

に行動が監視されたり、あるいはパソコンがハッキングされ通信内容が見られることです。そこで、特にインターネットの利用場面においては、プライバシーをめぐる問題について、コンピュータのソフトウェアを通じた規制が求められています。喫煙を規制するためには、法律によって年齢制限を設けるなどの規制ができ、社会規範において食事中的喫煙許可をしないことで規制でき、また市場においてたばこの価格を引き上げることで規制することができます。しかし、それ以外に、アーキテクチャーにおいてたばこのにおいを強くすることで喫煙する機会を減らすという規制を実現することができます。特に国境のないαの世界では、規制の設計材料が法令以外のところからも調達できるのです。

プライバシーは事後に回復することが困難な権利であるため、実質的害悪が生じていなくても、権利侵害を未然に防止するための統治システムが必要となります。日本の最高裁判所も、住民基本台帳ネットワークシステムをめぐる訴訟において、「システム技術上又は法制度上の不備」が理由となって、個人情報第三者に開示・公表される具体的な危険は生じていない、と判断しています。すなわち、住基ネットというネットワークシステムの構造に着目し、不備の有無をシステム技術・法制度の観点から検討しているため、システム構造それ自体を(a)審査したとみることができます。

B、このシステム構造としての統治の観点を一歩進めて検討すると、(1)プライバシーは信頼の確保について考えることでもあります。自身の秘密を明かすことができるのは、信頼できる人だけです。信頼できる人は自分の秘密を守ってくれる人であり、共感してくれる人です。妊娠した女性が医師に話をするのは医師が患者の秘密を守ってくれるからであり、また妊娠したことを打ち明けるのを親しい友人のみにとどめておくのはその友人を信頼しているからです。これに対し、女性の買ひ物の履歴から見ず知らずのスーパーが突然ベビー用品のクーポンを送りつけることは、信頼関係に基づかない私的圏域への侵略とみなされることがあるでしょう。プライバシーの保護は、大切な財産を信頼のおける人に託す信託という制度とのアナロジーが成り立ち、この信頼とプライバシーとの関係は重要になってきます。ヨーロッパにおいてプライバシーが統治の問題であるといった場合、個人データ保護の権利の(b)擁護者としての独立した第三者機関(データ保護監督機関)による監視というのがIIです。他の人権規

定にはみられません。EU基本権憲章第八条三項は、個人データ保護の権利について独立した監督機関の存在を設けることを規定しています。このデータ保護監督機関は、しばしば誤解されることがありますが、裁判所ではなく、日本の憲法で明文文化されている会計検査院のような独立行政機関です。プライバシーや個人データの問題は、事後の裁判所による救済措置とは別に、事前のチェック機能を果たすための独立した監督機関が必要となります。(2) 裁判所への救済を求めることは、自らのプライバシーや個人データ保護の権利が侵害されていることが認識されて初めてできるのであって、その救済の前提となる権利侵害が秘密裏に行われていないかどうかをチェックするために独立した監督機関が設けられています。アラン・ウェスティンがアメリカの古典的プライバシー権の課題を指摘した際に、監視の多くは本人の知らないところで行われ、裁判所による損害の認定がしにくく、そして官民間わずあらゆる組織で侵害の可能性があることをあげていました。このような課題をIII するため、プライバシー保護に特化した機関の存在が必要となるのです。

これらの監督機関は強力な権限を有しており、政府機関や民間企業への立入検査のほか、個人データ処理の停止を命じたり、さらに違反に対する制裁金を科すことまで認められています。別の言い方をすれば、プライバシーや個人データ保護の権利を保護するためには、訴訟要件などの制約があることから裁判所だけでは十分ではなく、独立した行政機関こそがまさにプライバシーと個人データ保護のアーキテクチャーの一つとして存在することが重要となります。

プライバシーの権利を考えるにあたり、(3) そもそもプライバシーなどいろいろな、という見解について考える必要があります。たとえば、法と経済学の観点から、リチャード・ポズナーは、個人の秘密を隠し取引することは、取引の相手方を(c) 欺く行為であって、プライバシーは取引コストを高めることとなる、と論じています。企業の採用において、企業側の採用したい人物像と、志望者側の能力などに関するすべての情報が開示されれば、面接を何度も慎重に行う手間は省けるでしょう。また、初対面で友人を作ろうとするとき、多くの人が自分を飾り良く見せようと思いますが、そもそも相性として不一致の双方が自らの内心を隠すことはかえって無駄な時間を(d) 費やすことになるというわけです。

C、ポズナーのこの議論は、あらゆる情報について各人が合理的に判断できることが前提とされます。採用後のその人の貢献度がどれほどのものか、また相手との相性が本当に不一致かどうかは、仮にすべての正確な情報を入手できたとしても、様々な情報を合理的に精査しても、将来を正確に予測できるとは限りません。すべての人間がAIのように計算高く行動できるのであれば、秘密を保持することは不合理なことなのかもしれません。人間はAIではありません。人間は、IV を保有しながら、他者との交流をしていかざるを得ないのです。人間は常に合理的な判断を下せないという前提に立ち、より実証的な観点からプライバシーの権利への異論が想定されます。「プライバシー・ナッジ」という問題です。

近くのおすすめのレストランを検索した場合、検索結果に出てきたすべてのレストランをV することはほとんどなく、おすすめて紹介されたページや多くの人は最初のページの上に表示されるレストランを見てそこに決めてしまいます。人間は提示された情報に流れやすいのです。

「ナッジ(そっと押す)」されると、人はその方向に動いてしまいます。進学、就職、結婚に至るまでデータの指図に従う他律的な生き方それ自体は決して悪ではないのかもしれませんが、ナッジの危険性

は個人の内面を操作しうる点にあります。キャス・サンステインがナッジについて、広告を広告であると認識しうる **VI** の確保が不可欠であり、個人の自律による解決を図る場面が残されるべきだと論じています。また、このような個人の自律を脅かすようなナッジの設計自体が、プライバシーの統治の問題であり、規制の対象とする必要があります。

β が人格形成の利益を有している以上、自らの人格をまわりの環境にすべて委ねてしまうという (e) 安易な方向性を肯定するべきではありません。人はすべて「おすすめ」に従って生きるのではなく、ときに「おすすめ」に逆らつてでも、自らと向き合い、反芻のプロセスを経て、人格発展の道を進む時間を必要とするべきです。

このデータに従属した生き方から解放される瞬間こそが、人間が主体となり、データがその客体であり、その逆が成立しないときです。プライバシー権が自我を自ら造形する人格発展の権利といった背景には、個人として尊重されるという規範が何よりもまず改めて引き合いに出される必要があります。プライバシー権が想定する個人像とは、(4) データの隷従となることなく、自己決定できる理性的な個人です。尊重されるべき者は、個人であつて、国民全体やインターネット民といった集合体ではなく、ましてやデータではありません。この個人とデータの主従関係を逆転させることがあつてはならない、というのが現代的意味における個人としての尊重を意味していると考えています。

D、プライバシーの権利については、依然として、定義や中核的要素をめぐり様々な議論があることは確かです。しかし、そのことはプライバシーの権利を放棄することにはなりませんし、プライバシー権に代わる他の権利に逃げ込む口実にもなりません。

(宮下紘『プライバシーという権利——個人情報なぜ守られるべきか』岩波新書・二〇二一年、作題のために改変した箇所がある)

問一 空欄 **A** と **D** を補うのに最も適当な語を、次の (ア) ～ (オ) の中からそれぞれ一つ選んで符号で書け。

- (ア) さらに (イ) そもそも (ウ) しかし (エ) このように (オ) すなわち

問二 空欄 **I** と **VI** へ入れるのに最も適当な語を、次の (ア) ～ (エ) の中からそれぞれ一つ選んで符号で書け。

空欄 I	(ア) 新事例	(イ) 失敗例	(ウ) 特殊例	(エ) 典型例
空欄 II	(ア) 決定的	(イ) 特例的	(ウ) 一般的	(エ) 変則的
空欄 III	(ア) 認識	(イ) 突破	(ウ) 超越	(エ) 克服
空欄 IV	(ア) 機密性	(イ) 公共性	(ウ) 私秘性	(エ) 可能性
空欄 V	(ア) 精査	(イ) 監査	(ウ) 検査	(エ) 調査
空欄 VI	(ア) 従属関係	(イ) 主従関係	(ウ) 信頼関係	(エ) 敵対関係

問三 波線部 (a) と (e) の読みを記せ。

問四 空欄 **α** と **β** に入る言葉を、本文中から抜き出して書け。

問五 傍線部(1)「プライバシーは信頼の確保について考えることでもあります」とあるが、「信頼の確保」がある場合とない場合とではどのような違いがあり得るのか。本文中の言葉を用いて、具体的に説明せよ。

問六 傍線部(2)「裁判所への救済を求めることは、自らのプライバシーや個人データ保護の権利が侵害されていることが認識されて初めてできる」とあるが、それはなぜか。簡潔に説明せよ。

問七 傍線部(3)「そもそもプライバシーなどいらない、という見解」とあるが、そのような「見解」は「プライバシー」をどのようなものだと考えているのか。簡潔に説明せよ。

問八 傍線部(4)「データの隷従となることなく、自己決定できる理性的な個人」とあるが、そのような「個人」になるためには何が必要だと筆者は考えているのか。「自己決定」の意味を明らかにしながら、具体的に説明せよ。

二 次の文章にある傍線部のカタカナ表記を、漢字に直せ。

「ルートは中学校の教員採用試験に合格したんです。来年の春から、数学の先生です」

私は①ホコらしく博士に報告する。博士は身を乗り出し、ルートを抱きしめようとする。持ち上げた腕は弱々しく、震えてもいる。ルートはその腕をとり、博士の肩を抱き寄せる。胸で江夏のカードが揺れる。

②ハイケイは暗く、観客もスコアボードも闇に沈み、江夏ただ一人が光に浮かび上がっている。今まさに、左手を振り下ろした③シュンカンだ。右足はしっかりと土をつかみ、ひさしの奥の目は、キャッチャーミットに吸い込まれてゆくボールを見つめている。マウンドに④タダヨウ土煙の名残が、ボールの④イリヨクを物語っている。⑤ショウガイで最も速い球を投げていた江夏だ。縦縞のユニフォームの肩越しに背番号が見える。完全数、28。

(出典…小川洋子『博士の愛した数式』新潮社・二〇〇三年)

不適切問題について

科目名：国語

該当箇所：問二 空欄Ⅵ (ア)～(エ)

当該問題は、Ⅵへ入れるのに最も適当な語を(ア)～(エ)の選択肢から一つ選んで符号で解答するものであるが、示されている(ア)～(エ)の選択肢の中に適当な語が存在していないため、正答することができない。

対応：問二 空欄Ⅵについては全員正解としました。